

参考

行政整理に際して

(郵政省)

一、終戦以来、祖國再建を目指して八千万國民は文字通り荆の道を敢闘し続けて来たのであるが、今や經濟九原則完遂の一点に民族復興の將來を賭け全力を傾注すべき段階に直面するに到つた。

この時にあたり、政府は、日本經濟再建の基礎作業として何人の手によつてか、何時の日にか必ずや実施せられなければならぬ歴史的難業である行政整理を断行することを決意し先般來、着々所要の準備を進め來つたのである。

終戦四周年の日を数日の後に控えて、今茲に通信部内についても政府の基本方針に沿ひ、人員整理を実行することとなつたことは洵に感慨無量である。

うに日本の國情は敗戦によつて非常な變貌を示し、範圍は五七%に縮少、工業生産力も戦前の七〇%に減退したのに拘わらず、ひとり行政事務にたずさわる公務員のみが依然として其の数を減少しないことは、一般國民の負担を過重ならしめる大きな原因の一つであるといわねばならない。

政府は今回の行政整理によつて、約二百億圓（本年度は約七十億圓）乃至二百五十億圓の節減を図り、この節減によつて得た金額の總額を國民負担の軽減に充當し、國民生活を逐次安定せしめようとするものゝる。

我が國は、過去の軍國主義又は帝國主義思想から脱却して、平和な文化國家の建設に邁進しつゝあるのであり、軍人から文人へ、軍需産業から平和産業に、孤立閉鎖經濟から國際貿易經濟に今や一大轉換をなし轉換しつゝある。

のような見地に立つて、今次行政整理を理解するならば、それは國家再建途上における必然的な國民の配置轉換とも考うべきものである。

三、今回の行政整理は、去る第五國會に於て慎重審議をなした上で成立した「行政機關職員定員法」に基いて実施される所謂國策の一つであることは云うまでもない。従つて整理の対象となる職員諸君は總べてこの國策の尊い犠牲者である。

故に整理に当つては、

(1) 犠牲を最少限度に止めることに全力を傾注した。

即ち、両省の新定員は本年三月一日現在の予算定員より約四万八千人削減せられたのであるが、本年二月以來新規採用を嚴重差止めて整理による退職者を最少限度に止むる等の措置を講じた結果、実に三百余人の犠牲者を未然に防ぎ僅か一万数十人の整理に止め得ることが出来たのである。

勿論これらの措置の生み出した成果こそは職員諸君が理解ある協力を奉げた賜であること等を特に附言しなればならない。

(2) 退職者を速やかに再就職せしむるよう適切万全の措置を講ずる。今次行政整理が前述の通り、國家再建途上の必然的配置轉換であることに鑑み、退職者は國民經濟の要請する新しい職場に速かに復帰するよう、凡ゆる政策が施されねばならない。

政府全般としての適切な失業対策が計画されていることは勿論であるが、特に郵政、電通両省では左の各措置を講ずることにした。

(1) 各地方局所在地に就職斡旋委員会を設けて極力退職者の再就職を促進する。

(2) 両省業務に關係ある諸方面に新らしい職場を開拓しこれに退職者を吸収すべく努力する。

(3) 今後二年間欠員補充等の場合には能う限り優先的に退職者の中から採用する。

四、以上述べた如く今回の行政整理に當つては、避くべからざる現実に對して許される限り最善の方途を見出たすべく、内外凡ゆる角度から慎重に考慮検討を加えて其の実行に臨んだのである。

ここに愈々整理を實施するに當り、私は新らしい職場に進む諸君に對して衷心より其の勇健を祈ると共に、部内職員は勿論のこと、況く國民各方面の理解ある協力を希うて止まぬものである。

参考 (全員に配布せず)

整理の方針について

郵政 (電局)

一、今回の行政整理は、我が國官庁組織に対する世論の要望にも
聽き財政上の均衡と國民負担の軽減を図る為、是非、これを断
行せざるを得ないのであるが郵政事業、電気通信事業の分
野に於いても事業の合理化、再建の爲、之を實行せざるを得
ないことは周知の事實である。而して整理方針の如何は、兩
事業部内職員各任に極めて重大な関係があると共に、兩事
業の運營にも重大な影響を與ふるものと考へらるるので、
この際行政整理の必要性及びその方針につき、若干の説明を
加えもつて整理の衝に當る者及び一般職員の正しき理解と
協力を得て整理の円滑なる解決を図らんとするものである。

二、今回の行政整理は昭和二十四年法律第一二六号「行政機關職
員定員法」に基くものであつて、去る第五國會に於て重要
法案中の重要法案として慎重審議の上成立したものである。

従つて行政整理は一部の者の言う如く、單に政府の一方的政策
として之を強行するのでなく、國會従つて國民の要望に應え
て之を決定實施するものである。

而して郵政事業及び電気通信事業に於ける定員は郵政省
に於いて二六〇、六五五人、電気通信省に於いて一四三、七三三人
であり、この新定員に対する過剩職員は、
六四三、七三三人

は定員法附則第三項に依れば本年九月末ま
でに逐次縮減すべしといふのであるが、公衆の輿望にも應え事業
の運營を一日も速かに合理的、企業的なものにしなればならな
いので、この観点から、出来るだけ早い機會に之を行ふこととした
次第である。

三、さて兩事業に於ける本年度予算の現況についてがあるが、これは
昨年末以来のマ元帥及びトツツ聲明によつて公表せられた經濟
安定九原則に即應し、均衡財政の線に沿つて編成されたもので
ある。

即ち昨年度に於ては歳入の不足分六十億円は一般会計よりの繰入れによつて賄つていたのであるが、本年度予算は特別會計に在つては外部からの補助を一切受けないのみならず、一般会計に於ても均衡財政の角度から極めて嚴重な制約を受けただのである。

従つて兩事業共物件費、人件費を極力削減して行かねばならず特に経費中重要部分を占むる人件費の節約の如きは、自主経済確立の途にも是非實行せざるを得ないのである。

四、郵政、電通当局としては、これ等諸般の客觀情勢並に事業に内在する要請よりして行政整理の避くべからざるを夙に認識し、豫め行政整理に当り犠牲者を最少限に止むべく夙々の対策を講じて参つたのである。即ち人件費豫算の編成に當りても極力これが節減に努めて整理人員の縮減を期するは勿論、定員の充足についても本年二月末以来、新規採用を嚴重に差止めて整理による出血を最少限に止むるの措置を講

ずると共に整理の基準についても一定の條件を具備する者について、これを定員外に置くため休職と爲し得る途も拓いたのである。

なお、止むを得ず整理をせられた従業員諸君に対しては、職員援護対策を樹立し、就職斡旋その他の援護を爲すべく目下準備中である。

五、以上の次第であるから、今回整理の實地に當つては出来るだけ希望退職を多く募つたり、又實質的な犠牲を少くすることに極力努めたのであるが、然もなお相当多数の者についてはその意に反して職を去つて貰わねばならなくなつたのである。

これ等の者の送擇については今回の整理目的が前述のように積極的意図を持つてゐる点にも鑑み、勤励振りの優秀な職員やその他通信事業再建上余人を以つて代え難いような職員は残つて貰わなければならぬので、單に年令とかいふことのみを基準とする譯には行かないのである。即ち公務員としての資質

次いで事業の再建に必要とされる職員は、技能、知識、肉体的諸条件特に通信事業の業務に対する協力の程度という点に比較的下位の人を整理する点に最大の根拠を求めた次第である。特に重要なものは事業に対する協力の程度であつて、たとへば能力、知識の程度が高くても通信事業の正常な運営を阻害する行爲に出たり、自ら行わなくとも、これを共謀したり、そのかしたり、あつたりして同様の結果を招くと認められるような者は、この要件に缺くるものがあるといわねばならぬ。

併し乍ら多数局所の中には情況により職員中に前述した方法によつては優劣をつけ難い場合も幾多あり得るので、この場合に於ては勤続年数短く勤務成績良好でない者をも整理の対象とした次第である。

次に行政整理の単位と人員配置の調整についてであるが、終戦後の軍関係より復員、外地通信関係職員の受入れ、占領地派遣要員の復帰及び集中排除法若しくは独占禁止法等の措置による関係会社職員の入等により郵政省及び電気通信省の職員の配置は地域的に又は職場単位毎に必ずしも適正に配置されていなかったのである。従つて行政整理の単位は職場別或は地域別になつており、一應各単位毎に定員を配置し、その定員まで現在員を減少することを目標にするのであるが、劃一的にこれを強行するときは或る職場又は地域では相当の優劣者まで被整理者となり、他の職場又は地域ではそれより程度の高い者が残ると

327

いふよう存不均衡を生ずる虞れもある。そこで職員の人格・知識・肉体的適應性並に業務に対する習熟及び協力の程度の優劣を認定し同一程度者存するべく各職場均しく残り、又は整理されるように廣く、各郵政局・各電氣通信局につき夫々管内を通じて被整理者の調整を實施することにしてゐるのである。尤も各職場毎に業務の運行確保上整理實施後に於ても最少の必要限度の人員は配置する必要があり、之を配置轉換が完全に行ひ得ないよう存現下の客觀的社會情勢の下にあつては被整理者に若干の不公平が生ずることには已むを得ない。

七、長期休養者についてはそれぞれ事業に於ける在職年数を考慮し、事業に長く在職した者についてはなるべく長期に亘つて休養せしめ健康回復の上速かに事業に復帰して職務に精勵せられることを衷心より切望すると共に、結核による休養者についても國家の結核対策の観点より極力その擁護をはかり、整理の対象とすべし者についても希望により休職の取扱をなし、せんで療養に當られるよう措置したる次第である。

八、最後に今回の整理の対象となつた人々甲ごも優秀な事業のため何とか残つて欲しい人が多数ある譯であるが、これらの人は通信事業から永久に解職されるのでなく、いわば一時の解職とも言うべきものであつて、今後二年間缺員補充その他の理由によつて新たに部外に人を求める時は資格要件の優位な者より優先して採用する方針である。

なお今回の行政整理によつて不幸整理の対象となつた方々には衷心より同情に堪えないが、政府としても積極的に各種の方策を講じ、その窮狀打開に協力したいと念願してゐる次第であるから、この處置局の意のあるところを諒とせられたいのである。

以上。